

高い「年金」セミナー

- 第一部 厚生年金保険・国民年金を高くする
- 第二部 企業型確定拠出年金（選択制）を導入する

日時 令和 3 年 6 月 16 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

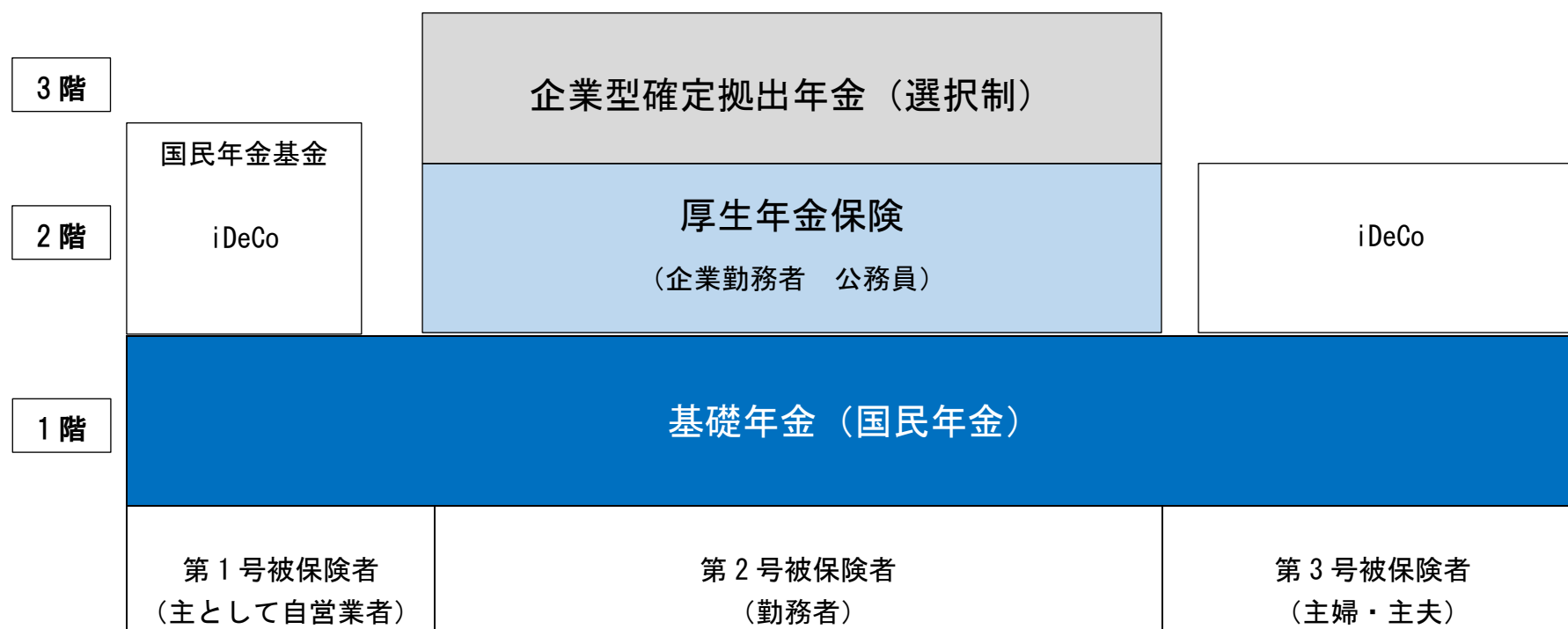
場所 徳山商工会議所

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦/和田 秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
<https://ginza-syaroushi.com/>

第一部 厚生年金保険・国民年金を高くする

1 我が国の年金構造

次図のとおり。国民年金と厚生年金保険（公的年金）は強制加入、確定拠出年金は任意加入。公的年金を高くし、企業型確定拠出年金（選択制）を導入して高い年金受給を目指すもの。



2 高い年金受給の条件

老後は大変長い。65 歳の男性の平均余命は、約 20 年、女性は、約 25 年（令和元年簡易生命表）。

公的年金を高くするためには、以下の 3 要件が必要。

- (1) 制度を知ること（概要）
- (2) 自身・配偶者の年金記録を認識すること
- (3) 対応すること（確定拠出年金への加入など）

若いときに知っておく、若いときに対応することが前提

3 被保険者の種類

被保険者の種類は、年金制度の基本の「キ」。自己のみならず、配偶者及び家族全体に生かせる知識。

60 歳までは、いずれかの被保険者として保険料を納付することが基本。障害年金、遺族年金の保障、老後の高い年金受給に繋がる。

あなた又はあなたのご家族の種類を認識する。

第 1 号被保険者	第 2 号被保険者	第 3 号被保険者
自営業者・学生・アルバイト・無業者 (20 歳以上 60 歳未満) 1,453 万人	企業勤務者(3,822 万人) 公務員等(445 万人) 4,488 万人	第 2 号被保険者に扶養されている配偶者 (20 歳以上 60 歳未満) 820 万人
公的年金被保険者数 6,731 万人		

(厚生労働省：令和元年度末)

4 老齢基礎年金の計算方法(減額方式)

考え方は、生活の基礎的部分の保障。加入可能年数（40 年）に対して何月納付※1 があったかで算出する（減額方式）。

（満額）780,900 円（令和 3 年度）×（ 月÷480 月）＝年金額

※1 第 1 号被保険者には免除制度あり。

5 老齢厚生年金額の計算方法(例示)

被保険者月数が多く、標準報酬（給与・賞与）が高いほど年金額が高くなる（積上方式）。単純にいうと勤続年数が長いことで年金額が高くなる。

基本的な計算方法は次のとおり。

平均標準報酬×一定の率（生年月によって異なる）5.481/1000×被保険者期間の月数＝老齢厚生年金額※2

例えば 300,000 円×5.481/1000×480 月＝789,264 円

※2 厚生年金保険の被保険者期間が 20 年※以上、65 歳未満の配偶者がいるときは加給年金額（227,700 円）が別途、加算される。

6 公的年金を高くする方法

第 1 号被保険者編

(1) 第 1 号被保険者

2 年以内の未納期間があればその保険料を納付。

これから納付する保険料は、口座振替や前納をすると割引が受けられる。

(2) 付加保険料（400 円）

国民年金保険料は、約 10 年の受給でもとがとれる年金額を保障しており設計は大変有利。更に付加保険料は、わずか 2 年の受給で元が取れる有り得ない有利な設計。(3)に加入しない場合これを納付。そのためには申出が必要。

(3) 国民年金基金加入

付加保険料は、有利な設計ながら、年金額に限界。第1号被保険者の優先順位は、国民年金基金へ加入すること（付加保険料を取り込みしているので付加保険料は納付できない）、次善の策が付加保険料納付。

国民年金基金掛金・付加保険料とも全額社会保険料控除の対象。

(4) 任意加入

若い時に未納・未加入があると、60歳時点で老齢基礎年金額が満額とならない。原則として65歳まで（満額になるまで）国民年金へ任意加入（申出必要、厚生年金保険の被保険者は任意加入できない）。

その際には、併せて、付加保険料又は国民年金基金へ加入することがよい。

保険料納付をすると社会保険料控除の対象。配偶者が厚生年金保険の被保険者であるときはその税金が安くなる。

(5) 学生納付特例・保険料免除期間

10年以内ならば追納できる（穴埋め）。この制度利用時には、将来、追納するとの意識を有することがよい。

特に学生納付特例は、老齢基礎年金額の保障はないから、追納の必要性が高い。

老齢厚生年金額編

(1) 勤続年数を長くする（厚生年金保険の被保険者期間を長くする）。勤労意欲が高い＝標準報酬（給料・賞与）が高いこと（前記5計算式参照）。

① 70歳まで加入

② 入社を早く（5月1日入社と4月25日とでは被保険者期間が1か月異なる）

③ 退職は月末（5月31日退職と5月30日退職とは被保険者期間が1か月異なる）

(2) 社会保険加入の会社へ就職

① 厚生年金保険料・健康保険料の半額を事業主が負担

② 厚生年金保険の被保険者で60歳未満の被扶養配偶者がいれば60歳まで第3号被保険者となれる

③ 企業型確定拠出年金へ加入する機会がある

(3) 社会保険へ加入できる働き方

原則として、週30時間以上（現状）（複数のバイトよりまとまって働く）

資格取得者年月日、資格喪失年月日、標準報酬月額、標準賞与額が正しいか確認しておく

資格取得者年月日：健康保険被保険者証に記載

資格喪失年月日：離職日の翌日が資格喪失年月日（離職日＝資格喪失年月日の混同あり）

標準報酬月額、標準賞与額：ねんきん定期便又はねんきんネット

(4) 企業型確定拠出年金（選択性）加入の要望

事業主にこれへ加入する意見や要望をする。できないときは iDeCo（個人型）へ加入する

税金編

税制優遇をもれなく活用する

(1) 自己の入社前の国民年金保険料を納付・追納した場合、年末調整において申告

(2) 被扶養者（配偶者・子供）の国民年金保険料を納付した場合も(1)と同じ（国民年金編(4)参照）

(3) iDeCo 掛金は小規模企業共済等掛金控除となるので、年末調整において申告

繰り下げ受給編

65 歳以降年金受給を繰り下げすることができ、これにより、毎月 0.7%増額する。70 歳まで繰り下げると 42%増。

昨年法律改正で、75 歳まで繰り下げできることになった（令 4.4.1 施行）※3。これにより最大 84%増となる。

老齢基礎年金を例にすると、

$780,900 \text{ 円} \times 1.42 = 1,108,900 \text{ 円}$

$780,900 \text{ 円} \times 1.84 = 1,436,856 \text{ 円}$

※3 基本的に施行日の前日に 70 歳に達していない者（昭和 4 月 2 日生まれ）から適用。

繰り下げ受給では、注意事項をよく確認する。以下は概要。

- ◇ 繰下げできるのは、他年金の権利が発生するまでの間。
- ◇ 66 歳に達した日後、他の年金を受ける権利ができた場合は、その年金を受ける権利ができた時点で増額率が固定。
- ◇ この場合、65 歳からの本来支給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金をさかのぼって請求するか、他の年金が発生した時点の増額された繰下げ支給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金の請求をするかを選択。
- ◇ 繰下げ請求は、老齢基礎年金の権利発生から 1 年以上待つ。
- ◇ 老齢厚生年金と老齢基礎年金をそれぞれに繰下げ時期を選択できる。
- ◇ 老齢厚生年金と老齢基礎年金を別々の希望月で繰下げできる。
- ◇ 加算額は、繰下げしても増額されない。
- ◇ 振替加算額は、繰下げしても増額されない。また、繰下げ待機期間中は、振替加算部分のみを受けることはできない。
- ◇ 繰下げによる年金は、請求された月の翌月分からの支払いとなる。

第二部 企業型確定拠出年金(選択性)を導入する

1 年金生活の実情

老後の生活費と公的年金の関係をみると次図のとおり。公的年金は老後の柱であって、生活のすべてを賄う設計はされておらず、自助努力が必要。

(1) 老後の生活費

ゆとり上乗せ額 14.0 万円 (月額)
最低日常生活費 (夫婦二人) 22.1 万円 (月額)

↑
36.1 万円
↓

(2) 公的年金

差額 24 万円
標準的年金額 220,496 円

出典(1)：公益財団法人生命保険文化センター「令和元年度「生活保障に関する調査」

出典(2)：厚生労働省令和3年度の年金額改定（平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9 万円）で40年間就業した場合の年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準）

2 確定拠出年金

自助努力を税制面等から支援するため、確定拠出年金制度が平成13年に創設。公的年金と異なり、加入は任意で企業型と個人型とに大別される。

税制優遇（社会保険料控除・公的年金控除等）があり、準公的年金の性格を有する。

確定拠出年金

- 企業型
- 個人型 (iDeCo)

iDeCo とは、個人型確定拠出年金の愛称で individual-type Defined Contribution pension plan の一部から構成、「i」には「私」という意味が込められ、自分で運用する年金の特徴を捉えたもの

3 企業型確定拠出年金へ加入できる方

企業単位で加入し、厚生年金保険の被保険者であること。

現在、60 歳未満で加入し 65 歳まで加入できるところ、令和 2 年改正により 70 歳未満の者が加入可能（令 4.4 施行）。

4 年金から老後を考察する

見えるものはなくなり、見えないものはなくなる	見える現預金ほどあてにならないものはない。年金にして見えなくしておく。詐欺師だっ取りようがない。
年金には精神的な価値が宿る	「今は幸せ」か、「わしの年金はつまらん」のどちら。後者で長い老後を過ごしますか。
ある程度、お金がないと家庭不和となる	夫婦喧嘩の発端はいつもお金のこと。 年金が 夫婦を繋ぐ 赤い糸 ならよいのだが
老後は不安 サラリーマン川柳でも多数の作品あり	老後より まずは目先の 2000 円 残業が 減っても貯めなきゃ 2000 万 貯めたのは 不安と不満 2000 万 2000 万 使いきれない 夢を見る

5 銀座社会保険労務士法人からのご提案

以下について承っております。別紙によりご相談ください（初回相談無料）。

項 目	公的年金研修会の実施	企業の福利厚生、コミュニケーション向上、聞く力育成
	企業型確定拠出年金（選択制）の導入	制度説明、就業規則（給与規程）改正、毎年度の投資教育
	労務管理、社会保険・労働保険手続き等	従業員研修・指導、就業規則関係、ハラスメント防止、各種届出

相談申込書

以下の事項について、訪問による相談を希望します（右欄に簡単な希望等を記載）。

（FAX・メールによりお申込みください）

公的年金研修会	
企業型確定拠出年金（選択制）の導入	
労務管理等	

令和 年 月 日

銀座社会保険労務士法人 行き

企業名 _____

住 所 _____

担当者（部署 _____）氏名 _____

電話番号 _____（ ） FAX番号 _____（ ）

e-mail _____